

20090/002A・B (別冊あり)

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

子ども家庭福祉分野における  
家族支援のあり方に関する総合的研究

平成21年度 研究報告書

総括・総合研究報告書

主任研究者 高橋 重宏

平成22(2010)年3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

子ども家庭福祉分野における  
家族支援のあり方に関する総合的研究

平成 21 年度 研究報告書

主任研究者 高橋 重宏

平成 22 (2010) 年 3 月

## 目次

### I. 総合研究報告書

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究・・・ 2

### II. 総括研究報告書

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究・・・ 7

高橋重宏

#### ・分担研究総括報告書

子ども家庭福祉領域における

子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究・・・ 18

本間博彰

子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究・・・ 22

小野善郎

性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究・・・ 37

岡本正子

### III. 分担研究報告書

#### 1. ファミリーブリザージュにおける

ソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究・・・ 44

高橋重宏

#### 2. 子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究・・・ 86

本間博彰

#### 3. 子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究・・・ 103

小野善郎

#### 4. 性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究（再掲）・・・ 123

岡本正子

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金  
総合研究報告書

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究

研究代表者：高橋重宏（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部 部長）

**研究要旨：**

児童虐待問題が社会的問題と認知されて久しい中、日本での子ども虐待への対応は、保護、及びリスクアセスメントに焦点をおき、児童相談所が多くの役割を担う形で発展した。しかし近年では、子どもを被虐待環境から保護する援助開始期だけでなく、家族再統合など終結に向けた援助にも焦点が当てられるようになった。しかしながら、具体的な援助、特に家族再統合後の枠組みについては暗中模索の状態である。また、未だに児童虐待ケースの増加から、どうしても初期対応に手が取られてしまい、ファミリープリザベーション、つまり子どもの分離を伴わないレベルの問題への家族維持、それから子どもを家族から分離した後での家族再統合へ十分力が割けない現状である。また、児童福祉法等の改正により、市町村が一義的な児童相談を担うこととなり、さらにその枠組みを強化するために地域の機関が一堂に会する要保護児童対策地域協議会が法制度化されたが、それらを有機的に活用できる援助方法も未だに十分とは言えない。従って、本研究班では、従来の児童相談所のみが主導して行ってきた家族への援助の枠組みを、親、子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成や、その後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系を構築し、公的・非公的な資源を最大限活用しながら援助を行う枠組みとしてファミリーグループ・カンファレンスを取り上げ、日本における児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンスの構築を目指す。ファミリーグループ・カンファレンスは、ニュージーランドで開発され、アメリカ、カナダ、イギリスをはじめとする、数多くの国で採用されている。

研究班の構成は、4つの研究分担班からなる。まず、①「ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究」において日本の児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンス、およびDVD、テキスト教材を作成した。加えて、本研究を始める以前のプロジェクト研究において実施したアンケート調査で問題になった精神障害と性的虐待への対応について、②精神保健クリニックの役割、③地域における精神保健システム、④性的虐待を受けた子どもへの中長期的なケアについて分担班を設けて検討を行った。

**研究分担者：**

高橋重宏（東洋大学）  
本間博彰（宮城県子ども総合センター）  
小野善郎（宮城県精神保健福祉センター）  
岡本正子（大阪教育大学）



## A. 研究目的

厚生労働省が統計を取り始めた1990年代から児童虐待対応ケース数は上昇し、現在では年40,000件を超え、その深刻度は増すばかりである。そういった背景の中で、日本における児童虐待への対応は、保護、およびリスクアセスメントに焦点が置かれ、かつ児童相談所がほとんどの役割を集中して担う形で発展してきた。近年では、子どもを被虐待環境から保護する援助開始期だけでなく、家族再統合など終結局面における援助も重要視されるようになってきた。しかし、その枠組みについては未だに暗中模索の状態である。現実へ目を向けてみても、新聞報道等でも児童相談所の対応について社会的な関心や批判が向けられ、児童虐待ケースの増加から、どうしても初期対応に手が取られてしまう現状がある。従って、ファミリープリザベーション、つまり子どもの分離を伴わないレベルの家族維持や子どもを家族から分離した後での家族再統合に十分時間と手間が割けない現状となっている。更に地域における親の治療や虐待を受けた子どもへの精神保健等のサービスについても十分とは言えない。

虐待対応の先進諸外国では、地域コミュニティを基盤としたコミュニティ・ベースド・モデルが虐待の早期発見・予防から援助に到るまで有効性を発揮している。特に、虐待対応ケースの増大により、介入モデルに重心が置かれた子ども保護機関の対応には限界が認識された。また、ネグレクト傾向があるが保護に至らないケースに対しても、重度化して再通告されることを防ぐことの重要性が認識された。その結果、子ども虐待対応そのものに当事者が参画できるシステムの構築が進められてきた。一方日本では、児童福祉法等の改正により、市町村が一義的な児童相談を担うこととなり、さらにその枠組みを強化するために要保護児童対策地域協議会が法制度化された。しかし、市町村をはじめとする公的な資源が情報共有する場としては有効であるものの、当事者やインフォーマルな資源を有機的に活用したり、地域を基盤とした援助方法も未だに十分とは言えない。

以上のような現状を受け、本研究班では、従来の児童相談所のみのも主導で行ってきた家族への援助の枠組みを、親、子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成や、その後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系を構築し、公的・非公的な資源を最大限活用しながら援助を行う枠組みとして、ニュージーランドで開発され、アメリカ、カナダ、イギリスをはじめとする、数多くの国で採用されているファミリーグループ・カンフ

アレンスに着目し、日本での児童相談所、区市町村、あるいは養護施設といった援助を行う機関における実践モデルの開発を行ってきた。更に、その有効性を高めるために、援助枠組みに参画する公的・非公的資源の有効性と機能強化について研究を行うこととする。その中でも、とりわけ平成18年度のプロジェクト研究で対応の難しさが指摘された精神保健のニーズを抱えた家族や子どもへの対応と性的虐待については、分担研究班を設けて検討を行ってきた。加えて構築した実践モデルや技法を現場で実践していくための実践ツール、および教育プログラム等の作成を検討した。

## B. 研究方法

主任研究者の高橋重宏が担当する①「ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究」では、児童相談所、児童養護施設、市町村における実践モデルについて、日本で有効適応できる援助局面やその方法及びシステムについて議論し、具体的な事例での適用を行いながら検討を行った。具体的には、日本の児童相談所における家族参画について、捜査的に「児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンス」として位置付け、理念的な部分の整理を行うと共に、その中でも重要な子どもの参画についてアイルランドの事例を基に検討を行った。加えて、K県で実践を行うと共に、模擬事例としてまとめ、テキスト案を作成した。また、事例については最終年度に完成する予定のマルチメディア教材作成に向けてビデオ収録とDVD作成を行った。また、平成18年度に試行した講習会やアンケートの議論の中で、精神保健の課題事例や性的虐待ケースについては対応の困難性が強調された。これらについて、以下の②～④の分担班において、有効な対応策について検討を行った。

②「子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究」では、平成19年度に子ども家庭福祉分野の推進的役割を担う児童相談所や関連機関が先進的に取り組む地域精神保健クリニック活動とその活動を調査し、子どもや家族の心の問題の治療と支援に関する新たな取り組みについて取り組んだ。2年目は、特にこの分野で重要な役割を求められている児童自立支援施設に関して、この施設で支援を受けている子どもの精神医学上の問題や施設の直面する問題とその解決方法を検討した。3年目は、こうした子ども家庭福祉分野の中で、心理治療をテーマにした情緒障害児短期治療施設について、情緒障害児短期治療施設入所の児童の精神保

健上の問題と、情緒障害児短期治療施設が抱えている課題について調査研究を行った。

児童相談所の児童福祉司と精神科医および情短の精神科医などからなる研究班を組織し、子ども家庭福祉領域の精神保健及び精神科医療に対するニーズについて検討を行い、アンケート調査と訪問調査を組み合わせ実施した。

③「子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究」（分担研究者：小野善郎）では、平成19年度には、地域におけるシステム・オブ・ケア（以下、LOC）構築のためにその評価尺度を翻訳・作成した。また、2年目よりその検証を開始した。平成21年度においては日本語版児童青年レベル・オブ・ケア評価尺度（CASII）の心理測定特性に関する調査研究とし、他者間信頼性、基準関連妥当性について検証すると共に、児童相談所における援助方針とLOC判定の関連に関して分析を行った。

④「性的虐待を受けた子どもへの中長期的なケア、及び援助枠組みに関する研究」では、平成19年度には、アメリカとイギリスにおける性的虐待事例の子どもと家族への支援および援助枠組みに関する情報収集と、大阪府子ども家庭センターにおける「性的虐待の非加害親支援事業」の取り組み経過について整理した。平成20年度は、3府県（大阪府・静岡県・岡山県）の児童相談所が平成19年度に一定関わった性的虐待事例の実態調査と、虐待を行っていない保護者（非加害親）に対する介入初期のアセスメントに関する文献研究を行った。平成21年度は、①現在までにFGCを用いている国における最近の動向の聞き取り調査および資料調査、②児童養護施設・情緒障害児短期治療施設へのアンケート調査を実施した。

## C. 研究結果と考察

各研究分担班の詳細な研究内容と考察は、個別に掲載した。

### ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究

平成18年度のプロジェクト研究で研究計画を作成するとともに、日本における児童相談所版ファミリーグループ・カンファレンスを導入するために、適用可能な局面、および課題について把握した。その結果、一時保護所や児童養護施設を退所する時点など、子どもへのサービスについて話し合う、何らかの理由付けができる局面で有効性が発揮しやすいと捉えられていることが分かった。また、精神保健のニーズ、性的虐待のケースに関

しては、そのままの適用が難しく、サポート体制や援助方法などを考えなければならないことが分かった。精神保健ニーズと性的虐待ケースへの対応は平成19年度より研究分担班を設けて検討することとした。

平成19年度は、日本における家族参画事例について全国の児童相談所より事例を収集した。その結果、日本においても援助過程で家族参画を実施したと児童相談所が判断している事例は存在する。しかしながら、援助プラン作成の段階で当事者の意向を反映しようとする姿勢はみられるが、実際家族が援助プラン作成の意思決定過程に参画している事例は半数にすぎない。子どもの参画に関しては3割程度にとどまっていることなどが分かった。加えて、K県において実施された家族参画の取り組みについて、創作事例として盛り込んだ。さらに、施行版研修用テキストを使用し、M都道府県、W都道府県において、最も高度に家族参画を具体化したファミリーグループ・カンファレンス講習会を実施し、さらに研修のあり方について検討を行い、本年度における研修テキストと研修用DVDを仮作成した。

平成20年度は改めて理念的な部分の整理を行った。その中ではファミリーグループ・カンファレンスを中心とした家族参画について研究班にて整理した結果をまとめると共に、その中で重要となる「子どもの意向をどう汲み取るのか」という部分について、先行するアイルランドの実態を基に検討した。アイルランドでは、ファミリーグループ・カンファレンスに導入はそれほど問題がなかったものの、その前に家族、あるいは子どもの参画については10年間試行錯誤してきたという実情がある。わが国でも家族参画そのものが始まったばかりであり、当事者参画についてはこれから起こるであろう課題について、先行する取り組みより学ぶところは大きい。加えて、初年度より実施している実践への適用に関して、A自治体において実践を行っている。しかしながら、守秘義務等の関係で直接の事例を報告するわけにはいかないため、取り組んだ事例のエッセンスを含んだ模擬事例としてまとめた。

平成21年度は、最終年度として3年間の研究成果として紹介する模擬事例について検討を行い、実際にK県児童相談所にご協力いただきDVD教材、およびその理解のためのテキストをとりまとめ、全国の児童相談所に配布した。

### 子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究

子ども家庭福祉分野における精神保健ニーズは極めて大きく、入所児童の多くは心の問題を抱えており、それはすでに精神科医療の対象となる程度の問題となり、施設の機能にも支障が出るほどの実態となっている。入所した被虐待児は種々の精神科医療上の問題を抱えており、従来のような指導では対応できなくなってきた。加えて家庭の養育能力の低下や地域の子育て能力の低下などが背景となって、施設入所を要する児童のみならず、精神保健の問題を有する児童が増え、現状の児童福祉制度による取り組みでは対応できなくなってきた。こうした現状に対応するために子ども家庭福祉分野の精神科医療の充実が求められる。研究の結果から、以下のことがこれからの対策として重要と結論された。

子ども家庭福祉分野に児童精神科診療機能を設けること。診療施設、すなわちクリニックを児童相談所に隣接したもの、あるいは情緒障害児短期治療施設に隣接して設置する必要がある、そのことによって、児童福祉は今日の問題や今後予想される児童問題に大きく寄与する。

児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設は被虐待児のみならず発達障害の入所児童を抱え、彼らの呈する愛着障害や破壊的行動障害に対応するに従来の機能では対応できず、1で示した子ども家庭福祉分野の精神科クリニックなどの機能を拡充すべく検討を要する。

児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設は児童の精神科医療と緊密な関係をもつことが必要である。入院機能を有する医療機関との協力体制の構築を図る必要がある、しかも児童精神科医療と補完的關係のもとで被虐待児や発達障害のような外向および内向的な精神的問題を有する児童に対応することが必要である。

### 子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究

米国で重度の情緒的問題を持つ子どもの地域を基盤とした精神保健サービスを提供するためのシステム・オブ・ケアの基本的価値観と基本指針は、わが国の子ども家庭福祉領域で支援する子どもと家族にも有用と考えられた。子どもの地域精神保健システムの観点からは、子ども家庭福祉はシステム・オブ・ケアを構成する一員として重要な役割を担うことが期待されるが、それは地域の子どもの精神保健に寄与するだけでなく、精神保健ニーズの高い子どもたちへの児童福祉サービスの向上にも大きな効果が期待できるものであり、システム・オブ・ケアの理念に沿って地域精神保健サ

ービスが整備されていくことは非常に合理的なものと考えられる。

システム・オブ・ケアの枠組みを採り入れた子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援の方法として、レベル・オブ・ケアの評価を活用した援助方針の策定が有用であると考えられ、米国児童青年精神医学会が開発した評価尺度を翻訳し日本語版児童青年レベル・オブ・ケア評価尺度(CASII)を作成し、その心理測定特性を評価した。

児童精神科医と児童相談所の専門職を対象とした検者間信頼性の調査では、おおむね良好な結果が得られた。児童精神科医の級内相関係数(ICC)は高く、十分な検者間信頼性が認められた。また、児童精神科医以外の専門職のICCは全体的に精神科医のそれよりも低かったものの、合計スコアと推奨されたLOCのICCは十分に高く、臨床的な使用には支障がないものと考えられた。

さらに、児童相談所と児童精神科医療機関からの対象児における基準関連妥当性の検討においても、CASII 評定はCBCL/YSRの外向性スコアと総スコア、C-GAS、実際のLOCと有意な相関を示し、さらに全体の85.3%の対象者では推奨されたLOCと実際のLOCとの差が±1の範囲内であったことから、CASIIには適切な基準関連妥当性があることが認められた。

以上の結果より、日本語版CASIIは十分な信頼性と妥当性をもって子ども家庭福祉および児童青年精神科医療の場で利用が可能であると考えられた。さらに、CASIIは評定者研修を修了すれば、児童精神科医以外の子ども家庭福祉に関わる専門職においても十分な信頼性をもって使用できることが示されたことから、わが国の子ども家庭福祉分野での活用が期待される。

実際の児童相談所における相談援助活動においても、CASIIを用いたレベル・オブ・ケアの評定は子どもの臨床的ニーズに応じた援助計画の策定と実施に役立つことが示唆されており、合理的かつ効果的な援助を進めるためにCASIIを活用されることが期待される。CASIIを用いた客観的なレベル・オブ・ケアの評価は、子どもと家族を支援する専門職の間での情報と認識を共有することだけでなく、子どもと家族に対しても必要な治療や環境についての情報を提供することで、家族参画型家族支援においても重要な役割を果たすことが期待される。

### 性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究

児童家庭福祉分野における虐待事例へのFGC

の適用に関して海外での取り組み状況を調査した結果、国や地域によって多様な状況が見られ、ことに家族内性的虐待事例への適用に関しては、除外しているところから条件つきで用いられているところまでであることが明らかになった。

また調査や実践状況の分析から、日本の児童相談所における家族支援の現状は介入初期の関わりが多く、その場合、非加害親を中心とした家族参画による家族支援が現実的で有効であるとの結論を得た。その際、初期対応時点における「非虐待親が子どもを守れるかどうか」のアセスメントに関しては、介入初期のアセスメントツールにはまだ万全のものはないという結果がえられており、今後もアセスメントツールの検討と、非加害親を中心とした家族が子どもを守れるような支援のあり方を深める必要があると考えられた。現在、児童相談所における初期対応時点の家族支援に対する現実的なツールのひとつとして小冊子が作成され、非加害親を中心とした家族への支援の実践段階に移っているが、この活動を継続発展する必要がある。

児童養護施設に入所した性的虐待事例への家族対応・家族支援の中心は、家庭支援専門相談員とケアワーカーが軸となり、児童相談所職員も一定関わっている状況が見られた。したがって今後の課題としては、家庭支援専門相談員の機能強化、施設と児童相談所との連携強化や機関間の役割分担、家族対応・家族支援の方法論の確立が喫緊の課題である。

子どもと家族への援助枠組みとしては、施設に入所した子どもの場合は、生活ケアと自立支援体制の更なる充実が重要であり、同時に心理療法が行われる際の条件整備と施設心理士の役割の明確化も行う必要がある。性的虐待をうけて施設に入所している子どもの場合、イギリスの報告からも示唆されるように、精神保健上の課題を有する子どもも少なくなく、児童精神科医療との連携を視野に入れた治療ネットワークの構築の推進が必要である。

#### D. おわりに

日本では、死亡事例に焦点が当てられた報道がなされ、死亡事例の検証のみが進められ、援助の効果や全体像は把握されていない。そのため、法的対応も含めた対立的な介入モデルの必要性が強く訴えられている。しかしながら、欧米先進諸国では、子ども虐待対応件数の増加により、公的な機関だけで対応する限界、およびネグレクト事例への長期的な視野に立って支援の欠如から再通告

されるケースの存在に気づき、当事者も含めたエコロジカルなシステムの構築に視点を当ててきた経緯がある。

ファミリーグループ・カンファレンスをはじめとする当事者参画型実践は、いくつかの都道府県で少しずつ定着が進んでいる。日本でも公的機関だけでは虐待対応は難しく、その予防や再通告を防ぐシステム作りに再び焦点が当てられる段階に進んだ場合、さらに中核的なノウハウとして議論されることになる。

今回作成した日本版ファミリーグループ・カンファレンスは、今後も現状に即した改変を進めながら、さらに地域、対象、局面に即したモデル作り、加えて子ども虐待、あるいはマルトリートメント対応システムそのものに組み込む方法を模索していく必要がある。

また、その際に精神保健の課題や性的虐待ケースに対しては、子どもを含めた当事者の理解を考慮したうえで、できるだけ客観的に伝えと共に、それらに対してサポート体制や支援ネットワークのさらなる構築が必要とされる。



# ファミリーグループ・カンファレンス

～ 当事者参画によりすすめられる「子ども虐待」への新たな家族支援 ～



平成 21 年厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究

研究代表者：高橋重宏



I	ファミリーグループ・カンファレンスの基本理解	3
1	FGCの根底にある理念	4
2	FGCの内容	4
	(1)FGとは	4
	(2)FGCとは	4
	(3)FGCの目的	4
	(4)ニュージーランドにおけるFGCに至る過程	4
	(5)コーディネーターの配置・役割	4
	(6)FGC実施過程	5
	(7)家族だけで話し合う必要性とFGCの確立過程	5
3	家族を「ひらく」ことへの着目とFGC	6
4	導入背景	7
	(1)制度的人種差別とその是正	7
	(2)文化的ストレングスの活用	7
5	子どもの参画支援のあり方	8
	(1) 根底にある子ども観	8
	(2) FGCと子ども参画	9
6	FGCの構成要件と評価	10
7	FGCがソーシャルワーク実践に与えた影響	11
	(1) ソーシャルワーカー機能に与えた影響	11
	(2) ソーシャルワーク機能に与えた影響	11
8	日本への示唆	13
	(1)FGCの活用ケース・段階とそのあり方	13
	(2)FGC参画意欲の形成と適用性	14
II	ファミリーグループ・カンファレンスの実際	16
	事例の概要	17
1	出会いからファミリーグループ・カンファレンスの準備まで	20
	(1) 通告(対立から始まった家族と児童相談所の出会い)	21
	(2) 母との面接のはじまり(子どもを返してください)	21
	(3) 実母が親族に連絡を取ることを決心するプロセス	23
	(4) 援助方針会議	26
	(5) 実母に対してファミリーグループ・カンファレンスの提案	29
	(6) 幸子の気持ちとファミリーグループ・カンファレンスの提案	32
	(7) サインズオブセイフティーアプローチを使っの母子の話し合い	34
2	ファミリーグループ・カンファレンスの展開	39
	(1) ファミリーグループ・カンファレンス当日	39
	①アイスブレイク	39
	②ファミリーグループ・カンファレンス開催の目的について参加者への説明と参加者の挨拶	41
	③情報共有	43
	④ファミリータイム	44
	⑤合意段階	49
	⑥終結(クロージング)	52
	おわりに	55

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究  
平成 21 年厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業

研究代表者：高橋重宏  
(日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部 部長)

協力：神奈川県児童相談所 親子支援チーム・虐待対策支援課  
林 浩康 (日本女子大学)





## I ファミリーグループ・カンファレンスの基本理解

子ども虐待への取り組みの歴史が日本に比べて長いイギリス、北米、ニュージーランド、オーストラリアなどの諸外国では現在、意思決定過程への当事者参画をキーワードにソーシャルワーク実践が再構成されファミリーグループ・カンファレンス（以下、FGC）が活用されています。1989年ニュージーランドで開発され、導入されたFGCはそれまで看過されてきた拡大家族や友人・知人といったインフォーマル・ネットワーク（ファミリーグループ＝FG）の潜在的力を活用し、それらがソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議です。

日本では1990年代に「子ども虐待の発見」がなされ、子どもの保護と強制介入の強化を目的とした法改正が着実に進行してきました。強制介入が強化されるからこそ、当事者権利を担保するシステムも要請されます。また介入後における家族再統合を視野に入れた支援も重要であり、そのためにも当事者の納得に基づいた援助が求められます。日本ではこうした認識に基づいた新たなアプローチの試行の時期に到達しています。FGCはそのアプローチの一つとして検討の余地があると考えられます。

先に挙げた諸外国においても、虐待に対してかつては介入・統制型アプローチが主流を占め、当事者参画型のアプローチが考慮されることはありませんでした。FGCはそうした当事者不在による専門家主義への反動としての当事者主義への回帰と捉えられる一面もあります。社会的サービスを保障した上で、従来の家族概念を越えた「ファミリーグループ（以下、FG）」という新たな概念の意思決定過程への参画を促すことは、子どもの安全のみならずパーマネンシー（養育の継続性）保障に大きく寄与するといわれています。

本書はこうしたことを踏まえ、当事者参画型実践の一方法としてFGCは大いに参考になると考え、日本でのその活用に向け継続的に行ってきた研究成果をまとめたものです。

### 1. FGCの根底にある理念

FGCは家族の自律性の尊重、家族のストレングスの発揮および、それを子どもの支援過程において活用するという考え方にに基づき、家族の意思決定権を最大限に尊重しています。あらゆる家族は経験、知識、ストレンクス、知恵を意思決定のために活用できるという理念がFGCの根底には存在します。

ストレンクスを発揮するにはエンパワすることが必要であり、意思決定過程に参画することが、まさにエンパワメント過程であると捉えられています。こうした過程が結果的に、子どもの最善の利益に貢献できると考えられます。専門職によって独占されてきた意思決定過程に、家族が適応を強いられてきたという考え方にに基づき、専門職役割は家族との協働実践へとシフトしてきました。

これまでソーシャルワーカーは家族問題を見出し、それを解決することを主要な職務として認識してきましたが、そうすることがときに家族の養育責任の希薄化を促し、状況改善に結び付かず、結果的に子どもの安全な生活を保障できず、ソーシャルワーカーの負担も増大する傾向にありました。実際には家族を中心としたより多くの人々が、意思決定に関わることが重要であり、そのことが結果的に子どもの安全保障に結び付くと考えられるようになりました。社会的機関による見守り体制には限界があり、身近な人々による見守り体制が再虐待の予防を促し、子どもの安全を保障すると考えられます。したがって家族員間の関係の回復や家族と専門職との協働関係の確立が重要であり、そのために家族のストレンクスを見出し、家族を信頼し希望をもつことが大切です。また家族は専門職が所有しない知識や知恵を有しており、それを活かすことが重要であるといえます。

以上のことを踏まえFGCの根底にある理念を整理すると、以下のようになります。

1. あらゆるFGは知恵、知識、ストレンクスを有します。
2. FGは尊厳と敬意をもって対応される必要があります。
3. FGは十分な情報を与えられ、支援されれば子どもの安全を保障するための意思決定を行うことができます。
4. FGは意思決定やプランの作成に向け、励まされ支えられる必要があります。
5. FGが意思決定にかかわれば、結果が改善します。

### 2. FGCの内容

(1) FG（ファミリー・グループ）とは同居家族、3親等に限らない親族を含む拡大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマル関係にある人々を意味します。

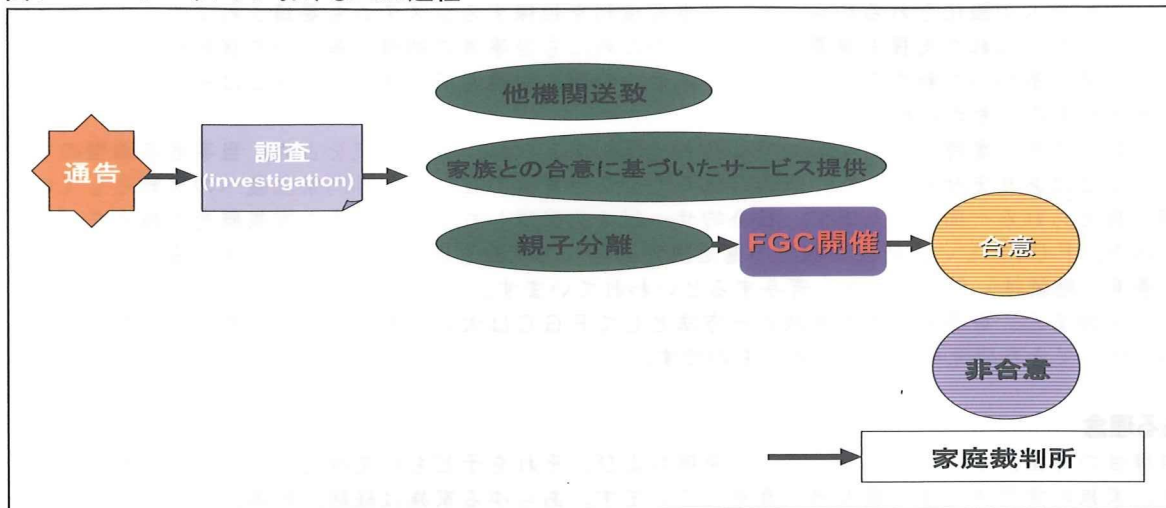
(2) FGCとはFGの潜在的力を活用し、FGがソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議です。ニュージーランドでは諸外国と異なり、FGCが1989年に改定された児童・家族法（Children, Young Persons and Their Families Act 1989）に詳細に規定されています。現在、欧米・オセアニア・アフリカ・アジアの一部の国々で普及しています。

(3) FGCの目的として、FGの意思決定への積極的関与に基づいたインフォーマル・ネットワークの再構築、親と子どもの支援体制の確保、および養育計画の作成があげられます。児童保護機関と協働して課題に取り組み、

FGが意思決定に積極的に参画することでFGはエンパワし、養育責任の自覚や養育課題への取り組み意欲を促すことができると考えられています。

(4) ニュージーランドにおけるFGCに至る過程は図1の通りです。基本的には親子分離ケースについては、児童・家族法においてFGCの開催が規定されています。FGと専門職を含む出席者全員の合意が必要であり、合意が得られない場合、表1の3(4)にあるように、裁判所の判断に委ねられます。

図1 ニュージーランドにおけるFGC過程



(5) コーディネーターの配置・役割として、児童保護機関への通告により、児童保護機関や警察による一定の調査を経てFGCが必要であると判断されたケースは、同じ機関のFGCコーディネーターに送致されます。コーディネーターは専門職と家族、専門職間、家族・親族間における中立的立場にあります。親と対立関係となることもあるソーシャルワーカーとは別の専門職として配置され、その主たる職務はFGCの招集準備と当日の進行です。家族と対立することもあるソーシャルワーカーがFGCの招集準備や進行を行うことは家族にとって公平ではないという判断に基づくものです。

FGCへのFGの出席の目的は意思決定過程への参画と、養育計画作成にかかわることです。コーディネーターはそうしたことを促進する専門職であると捉えられます。コーディネーターはFGCの出席者を決定する権限を有しています。またコーディネーターには出席者の安全という観点から、一定のメンバーを排除する権限も与えられています。虐待やDVの加害者と被害者の対面を回避したり、威圧的に関与する可能性のあるメンバーの出席を回避することなどから、そうした権限が与えられています。

ニュージーランドの児童・家族法はFGCの出席者を子ども、家族、ソーシャルワーカー、弁護士、コーディネーター、情報を把握している他の専門職、家族が参加を望む者などと規定しており、コーディネーターは必ず家族と相談して出席者を決定するよう規定しています。ソーシャルワーカーやコーディネーターが自分たちだけで出席者を決定することはFGCの目的に反します。すなわちFGCの目的は専門職主導の過程に歯止めをかけ、家族が主体となって子どもの立場から課題を明確化し、親がFGの支援を受けながら親自らが課題に向かう態度を形成することです。

子どもの出席が子どもの最善の利益に反する場合や、子どもが幼すぎると判断された場合を除き、子どもにも出席資格があります。近隣や友人など専門職でも家族でもない者の出席は、家族が同意した場合にのみ認められています。開催場所や時間についてもコーディネーターは家族と相談しながら決定する責任と権限を有します。

(6) FGC実施過程は以下の通り3段階に分けられます。ニュージーランドでは5歳未満は6ヶ月、5歳以上は1年を限度に、親子分離がなされ、その限度を超えても家庭復帰が無理な場合、再度FGCが開催され、子どもの永続的居住場所(permanent placement)が決定されます。パーマネンシー・プランニング(養育者の一貫性を早期に保障する援助計画)の考え方に基づき措置期間が有期限化していることが日本との大きな相違です。

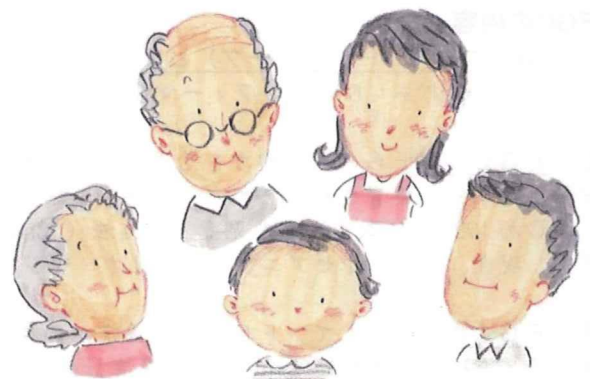




表1 FGCの実施段階

過程	内 容
1. 情報共有段階 (専門職とFGが一堂に会す)	(1)お互いの自己紹介 (2)コーディネーターによるFGCの目的や過程、出席者の権利等の説明 (3)ソーシャルワーカーによるケース説明:子どもや家族に関する情報提供 (4)その他の専門職によるこれまでの対応状況の説明や各種専門分野に関する情報の提供 (5)コーディネーターによる懸念事項とストレングスの明確化
2.私的討議段階 (FGのみで話し合う)	(1)FGのみで情報を共有、共通理解を促進 (2)FGの意思決定:例えば、今後の子どもの生活場所、目標、子どもと親が必要とする支援内容、親の子どもへのアクセス方法、養育計画実施に関するモニタリングやそのレビュー方法などを検討 (3)FGのみでの養育計画の決定:家族の要請がない限り、専門職はこの段階には参加できない。
3.合意段階 (再度専門職とFGが一堂に会す)	(1)コーディネーターが、FGによって決定された養育計画を参加メンバーに提示する (2)専門職からの養育計画案に対するコメントやアドバイスを参考に修正 (3)最終的な養育計画案に対する合意 (4)合意が得られない場合には、再度FGCが招集されるか、あるいは家庭裁判所に送致される (5)ケースの遂行状況の見守り(モニタリング)、見直し(レビュー)方法の検討 (6)最終的に合意された計画、決定事項を整理し、参加者全員にそのコピーを配布

(7) 家族だけで話し合う必要性とFGCの確立過程があります。日本における現在の子ども虐待に対する認識や援助観から考えると、当事者だけでの話し合いの時間をもつことに対する抵抗感は強いと考えられます。ニュージーランドのFGCにおいてこうした時間が確保されるに至った経緯や、FGCが具体化されるに至った背景について以下のような事例をあげることができます。

9歳のスーザンが継父により身体を傷付けられたことが、学校から福祉機関に通告されました。本児については以前児童保護機関に通告されていなかったが、学校はスーザンが家庭で虐待を受けているのではないかと疑いを持っていました。このときその傷は相当深く、腕を骨折していました。スーザンは先住民族であるマオリ族の母親、白人の継父、2歳年下のきょうだいと暮らしていました。初期アセスメントにより、スーザンは一時的に地方に住む母方のおばの元で生活することになりました。

さらに調査の後、スーザンは政府機関の保護を受ける必要があり、母親も娘の家庭での安全について心配していることが明らかになりました。スーザンと継父の関係はよいとはいえ、ここ数ヶ月特に悪化していました。ソーシャルワーカーは家族へのかかわりの必要性を感じ、スーザンの拡大家族やより広範囲の親族集団のメンバーを調査しました。スーザンの母方の家族はマオリ族でした。遠く離れていましたが、拡大家族とは強い絆を維持していました。母親の3人の姉妹とその家族は地方に住んでいました。スーザンの実父は白人で地方に住んでいました。

ソーシャルワーカーは家族ミーティングを準備し、スーザンのケアのあり方について話し合うために家族を招待しました。政府機関と家族が住んでいる場所のほぼ中間に位置する中立的場所で会うことになりました。ソーシャルワーカーは白人だったので、会議に文化面でのコンサルタントを招待しました。コンサルタントは同じ部族のマオリ族の男性で母方の家族です。彼はマオリの文化的儀礼を尊重するようソーシャルワーカーとともにかかわりました。

その会議はまずマオリ語と英語によることばで歓迎の辞が述べられました。母親は3人の姉妹と白人である彼女らの夫とともにやって来ました。スーザンの実父も出席しました。ソーシャルワーカーはミーティングに呼んだ理由、調査の過程とその結果について説明しました。親族は質問するよう促されました。親族はためらっていたので、ソーシャルワーカーは戸惑いを明らかにしました。そして文化コンサルタントと相談し、彼とソーシャルワーカーは親族が直面している課題を整理したり、私的な会話を引き出したりするよう支援しました。母親の姉妹の一人が「あなたたちはここを離れるべきです。あなた方にはここにいてほしくない」と呼び、コンサルタントとソーシャルワーカーはそこを離れ、親族たちは専門職を除いて話し合いました。このことは家族が私的に、課題解決の方法を議論する機会をもつべきであることを意味しています。しかしながらソーシャルワーカーにとってこうした過程は馴染みがなく、初めての体験でした。コンサルタントはマオリ族社会で親族が集まって課題を解決することを説明しました。時間が過ぎ、ソーシャルワーカーは親族が質問するたびに呼び出され、再び退席しました。スーザンはおじとおばのもとで生活し、おばが後見人になるよう法的手続きを行い、必要な支援サービスとそれへのアクセス方法について取り決めがなされました。その決定には母親とその姉妹への物理的支援と精神的支援も含まれ、親族はワーカーと利用可能なサービスについて交渉しました。計画は記述され、ワーカーは決定内容と計画内容のコピーを家族全員に渡すことにしました。コンサルタントはマオリ語と英語で会議を締めくくりました。そして全員でお茶を飲んで終了しました。

この事例における親族が出席した実践のあり方は、その後導入されたFGC過程に酷似しています。マオリ族の伝統的な文化ストレングスといえる家族の力を活用するために、家族・親族ミーティングを開催した事例です。マオリ族は固有の集会所であるマラエを地域に有しており、そこではファイという話し合いが従来から行われていました。FGCはこうしたマオリ族の文化的営みを制度化したものとして捉えることができます。それは先住民族マオリ族の子どもたちが人口比に比較して多くの子どもたちが里親委託されており、マオリ族への対応が社会的課題と



して認識されていたからです。

事例ではまず家族や親族の立場を尊重するさまざまな工夫がなされています。すなわちミーティングの開催場所を児童保護機関と多くの親族が住んでいる場所との中間位置とし、コミュニティ会館のような中立的な場で行われました。また白人ソーシャルワーカーにはマオリ族文化に精通しているコンサルタントを配置しました。さらにマオリ語・英語双方の言語でのお祈りで開始しています。

子どもの安全保障のために、当初専門職主導によるアセスメントおよび家族への介入がなされ、子どもの分離が行われていますが、その後の子どもの養育については家族や親族にその意思決定権を委ねています。また徹底して親族の力を活用しています。実父をも呼び寄せ、ミーティングへの参画を実現しています。

「あなたたちはここを離れるべきです。あなた方にはここにいてほしくない」という親族の発言を尊重して、専門職は家族の話し合いの場から退きました。そして家族ミーティングで疑問が出るたびに、ソーシャルワーカーは家族に呼び出されました。ここでの専門職はそれまでの専門職主導の実践と対極にあるスタンスをとっています。

こうした実践のあり方がFGCの導入につながっています。家族内コミュニケーションを促進する上で、家族だけの話し合いは重要です。ただし、それに向けたコーディネーターの十分な準備が要請されます。すなわち先に論じたように、被害者と加害者の直面を回避すること、イニシアティブを取る家族員へのアプローチ、家族の支援者や代弁者の確保などです。専門職の存在が、家族内コミュニケーションを阻害するという認識は今日のFGCにおいても認識されています。専門職の存在によって促される面もあるかもしれないが、一方で失われるコミュニケーション内容もあるということではないでしょうか。その失われる内容が意思決定においてきわめて重要であると考えられます。

### 3. 家族を「ひらく」ことへの着目とFGC

ソーシャルワーカーという職種が確立する以前から、人々は共同体（コミュニティ）におけるインフォーマルな関係性のなかでお互いに助け合って生きていました。近代家族の特性としてあげられる地域・親族関係の希薄化による家族の閉鎖化は、インフォーマルな関係性に基いた共同体形成や課題への対処能力を低下させてきました。近代家族のもつ特性がソーシャルワークという社会的実践を要請したといえます。

子ども虐待に対しては閉ざされた家族を「ひらき」、新たなつながりに基づいた養育共同体の形成を目的としたソーシャルワーク実践が要請されます。ここでは「ひらく」を「当事者が抱えるニーズや課題の対処に向け、同居家族以外の者とのかわりの中でニーズや課題を意識化し、親が同居家族以外の者とのつながりを再生することで、子どものケアを共有する過程」と定義づけることができます。

ソーシャルワークはこれまでも一貫して家族を「ひらく」ことに関与してきたといえます。日本における子ども虐待に対する家族を「ひらく」方法はこれまで介入的関与が主流でした。一方諸外国では現在意思決定過程への当事者参画を高度に具体化したFGCと介入型の実践が統合的に活用されています。

FGCはニュージーランドの紛争解決手段として行われていた活動を制度化し、主に少年非行や虐待領域において活用されています。子育て上の課題は親個人が責任を負い、対処するものではなく、コミュニティの課題として捉え、コミュニティでの取り組みが重要であるという認識が根底に存在します。FGは先に述べたように、けっして家族だけではなく、友人や知人といったコミュニティを視野に入れた集団を意味します。FGCを通して家族を「ひらき」、コミュニティ課題としての意識を促し、養育のあり方をFG中心に考える実践であるといえます。

### 4. 導入背景

#### (1) 制度的人種差別とその是正

FGC導入の主たる背景として文化的・歴史的背景があげられます。先に述べたように、先住民族マオリ族への対応はニュージーランドの歴史の中で、常に課題として存在してきました。とくに長年にわたる社会的抑圧によって顕在化してきた制度的人種差別の結果として、以下のことがあげられました。

- ① 人口比に比して里親のもとで生活するマオリ族の子どもの占める割合の高さ
- ② マオリ族の子どもをヨーロッパ系白人家族に措置してきたこと
- ③ マオリ族出身のワーカーが少なかったこと

また政府自ら以下のように述べています。

「制度的人種差別は、社会的統計からはつきりと読み取れます。犯罪、子ども虐待、乳児死亡率、疾病、失業などのマオリ族の値は圧倒的に高い」

こうした課題への対処についてたどり着いた結論は、マオリ族固有の文化的ストレングスといえる伝統的な家族の意思決定を尊重した取り組みの導入です。民族・人種・家族の伝統や文化を活かした実践が可能になるよう、当該民族出身の専門職による支援が求められ、それが文化的ストレングスを活かすことにもつながると考えられまし

た。

## (2) 文化的ストレングスの活用

マオリ族は元来マアツア・ワンガイ(Matua Whangai：マオリ語ニ養育する親)という習慣をもち、マオリ族の子どもを拡大家族や部族で養育するという一種のケア・システムを確立していました。しかしながらパーマネンシー理念に基づき、養子縁組や里親が積極的に活用され、多くの場合、実の家族と子どもとの絆を破壊する傾向にありました。こうした状況を問題視し、FGC導入に最も大きな影響を与えたものとして、1986年に出されたニュージーランド社会福祉局のマオリ族行政諮問委員会による報告書があげられます。本報告書では統計を活用してマオリ族の人々が不利な状況にあること、すなわち制度的人種差別を明らかにし、政府に多くの課題や勧告を提示しました。報告書は家族ネットワーク内に子どもを留めることを強調し、家族とコミュニティに対し協議と意思決定への参画を促しました。この報告書の勧告に従い、当事者参画に関する具体的方法論の模索が始められました。

先に指摘したように、マオリ族の人々は現在でも地域の集会所(marae=meeting place)を使っての話し合いの場であるフイ(hui=meeting)をもっており、それを地域内の課題解決の場としてきました。かつての1974年児童法(Children and Young Persons Act, 1974)はこのようなマオリ文化に配慮せず、ソーシャルワークという名のもとで行われる白人ソーシャルワーカー主導の意思決定過程が、マオリ族固有の伝統的価値観と矛盾し、マオリ族の社会構造を損ねるものであったと政府自らが認めました。政府は児童福祉制度における人種的差別の存在について指摘し、以下のように述べています。

「以前の児童福祉法制はマオリ族の家族に関する理解が十分ではありませんでした。子どもの福祉は家族を離れて考えるべきではなく、両親だけでなく拡大家族で考えなければなりません。……多くのソーシャルワーカーは親族ネットワークを無視して困難な状況にある家族に支援を行っていました。……マオリ族社会における固有の文化を誤解あるいは無視してきたことが重大な問題です。……もしマオリ族のニーズを適切に満たそうとするならば、政府はイデオロギーの変革を必要とします」

マオリ族は、個人に行動や責任を集中させるのではなく、本質的に集合的責任を強調しており、個人の行動への責任は、血族関係者の他の仲間にも浸透します。またマオリ族は意思決定についても、集団一致という手続きを踏んでいたと言われていました。個人の内部に責任が求められる西洋的個人主義の考え方は対照的です。マオリ族は個人の責任ではなく、集団の責任として意思決定の協働が強調されてきたといえます。その意思決定について以下のように論じられています。

「マオリ族の社会生活の特徴は、いかなる案件や活動に関しても公の討論会を開くことです。結婚などについても、集団に関わることとして親族集団で話し合います。親族集団の皆がその一族の集会(hui)に集まり、その討論はすべて公開討論となります。ある提案に対して、賛成する者もいればそうでない者もありますが、賛成の意思を示さない者に対して強制的に従わせることはしません」

マオリ族は植民地化以前から、独自の社会制度を確立していました。ティカンガ(Tikanga) (慣習法)はマオリ族の法律と意思決定に関する根拠となっています。フイ(hui)はティカンガに基づいて運用される重要な場でした。フイはキリスト教の祈禱師によるお祈りで始まり、お祈りで終わります。和やかな雰囲気作りのために、歌を唄ったり、ユーモアを交えた話を最初に行う場合もあります。あらゆるメンバーが人を傷つけない方法で思いや感情を表現します。フイの最終的目標は危機的状况にある家族関係の再構築です。あらゆるメンバーの貢献が再構築過程において必要不可欠です。怒り、不満、悲嘆が参加者から表現される一方で、こうした感情表出が再構築過程を妨害しないようにすることが、カウマツア(kaumatua) (年長者) やランガティラ(rangatira) (リーダー) の役割です。カウマツアが過程を監視し、導くことが求められており、人々が互いに聴きあい、尊敬しあい、責任を認識できるよう関与します。

こうした文化的ストレングスや、文化的サポート・システムを社会的に活用するためには、固有の文化的価値観、伝統、地域の歴史を認識し認めることが必要です。「自民族中心主義(ヨーロッパ系移民主義)の児童保護システムが、子どもの幅広いネットワークの文化的ストレングス活用の可能性を奪ってきました。子どもの文化的つながりや支援ネットワークは、子どもや家族の回復力の構築に役立ちます」と指摘されているように、文化に配慮した実践は文化的ストレングスを活かすことにより、課題の深刻化を防止し、子どもの支援体制を強化するといえます。

しかしながらイギリス人の入植により、別の法律が持ち込まれ、従来家族や地域コミュニティが所有していた権限を、それらから遠く離れた存在である機関職員が専門家と称して行使することが、社会的に行われてきました。文化帝国主義と表現されるように、無批判的な西欧諸国からの施策や方法論の移入により、マオリ族固有の文化的ストレングスは無視されてきました。マオリ族の価値観とイギリス移民の価値観との最大の相違は、先に述べたように前者が集団責任であったのに対し、後者が個人責任であったことです。個人主義志向の強い西洋文化では、個人の自立を尊重し、集団的ストレングスへの視点が欠如していました。

こうした価値観の相違が、マオリ族文化との摩擦や、制度的人種差別を生み出したという認識に基づき、それまでの実践の転換が要請されました。子どもの保護過程において子どもの文化的アイデンティティや、親族とのつながりへの配慮は児童保護機関において必要不可欠です。子どもの安全性を問う場合、子どもの心的外傷を最小限に



留めるために、子どもにとって面識のある親族とのつながりを最大限活かすことが考慮される必要があります。またこうした観点からニュージーランドでは、ソーシャルワーカーやコーディネーターができるだけ当事者と同一の人種・民族であるよう配慮したり、文化コンサルタントを配置したりして実践過程における文化への感受性を担保するよう配慮されています。文化への配慮は当事者の安全を保障するというだけでなく、文化的ストレスを活かすということであり、独自の支援ネットワークや伝統を活かすということです。

F G Cは政策動向とも関連して、急速にマオリ文化とは異なる他国へと広まり、現在では特定の文化を超えた普遍の実践として位置付けられています。F G Cの根底にある人間観や援助観は普遍性を有しているといえます。

## 5. 子どもの参画支援のあり方

### (1) 根底にある子ども観

現在のF G C研究において注目されているテーマの一つが子どもの参画です。

元来マオリ族は歴史的に子どもが、親族会議に加わることを基本としていました。それは大人の課題への対処を学ぶことが、子どもにとって有益であるという考え方に基づいています。現在では「児童の権利に関する条約」第12条にみられるように、子どもに影響を及ぼす事項に関する意思決定にかかわる権利が、基本的に子ども自身にあると考えられています。同条約第8条第1項において締約国は、子どもが法律によって認められた家族関係を含むその身元関係事項について、不法に干渉されることなく保持する権利の尊重を約束するとし、第9条第1項では子どもがその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保すると規定しています。しかしながら第9条第1項には、ただし親子の分離が子どもの最善の利益のために必要な場合は、この限りではないとしています。そして第2項においてこの親子分離において、すべての関係当事者はその手続きに参加し、かつ自己の意見を述べる機会を有するとしています。また第5条は、子どもが権利を行使する際、父母、拡大家族、共同体構成員が指示や指導を与える責任、権利、義務を締約国は尊重するとしています。

「児童の権利に関する条約」に規定されている権利内容は生存・発達のために必要なものを与えられる権利、有害なものから保護される権利、自分にかかわることに参画する権利に分類できます。このように子どもの権利は「・・・が与えられる権利」「・・・から保護される権利」といった権利享受の主体としての子ども観に基づいた受動的権利の擁護という側面と、子どもが主体的に参画するという権利行使の主体としての子ども観に基づいた能動的権利の保障という双方の側面から捉える必要があります。受動的権利擁護においては、子どもへの適切なケア保障という観点から、養育のあり方を検討することが求められます。そこでは適切に保護されることが子どもの権利の実質的内容であると考えられます。

しかしながら今日論じられる子どもの権利においては、こうした保護主義的な配慮の枠組に対して疑念をさしはさみ、子ども自身の意志と自律を権利概念の中に導入した子ども権利基盤型アプローチに特徴があります。もちろん受動的権利は基本的人権といった観点から重要ですが、子どもの能動的権利への視点を欠いたまま「子どものことを思って」ということで、大人側が一方向的に子どもを保護の対象として捉える子ども観や、一方向的な大人による子どもへの行為が子どもに与える影響に対して自覚的になる必要があります。

ソーシャルワーク実践における子どもに対する大人中心主義について批判的に検討されています。大人中心主義とは偏見に満ちた大人の視点から、子どもや子どもの問題を捉える大人側の傾向を意味します。子どもに関するある種の偏見から大人が解放されることは困難であり、だからこそ子ども自身の意向や声を聴き、受けとめることを意図的に行うことが重要だといえます。

子どもに対しては「さまざまな危機から保護される存在としての子ども」観とともに、「当該社会・文化を担い同時に自己決定する主体としての子ども」観への自覚が要求されます。受動的権利が保障された上で、子どもが自らの価値観や役割を確認できる機会が子どものエンパワメントを促すといえ、F G Cへの参画もこのような機会の提供と捉えることができます。これらの子ども観の根底にある「保護」と「自律」はときには矛盾やジレンマを惹起させますが、そうした矛盾やジレンマを認識し、子どもへのかかわりのあり方を子どもと大人の双方で探り合う過程が、きわめて重要ではないでしょうか。

こうした観点から、F G Cにおける子どもの参画のあり方を検討することは、子どもの措置において必要不可欠なことといえます。

### (2) F G Cと子ども参画

実際諸外国で行われているF G Cには、多くの子どもが出席しています。F G Cの準備から終了後のモニタリングやケースレビュー、さらにはフォローアップ・アセスメントに至る過程に一貫して参画することが考えられます。とくにF G C終了後の過程において、計画が問題なく実行されているかを専門職や家族にフィードバックできる最適なポジションに子どもはいます。

しかしながら子どもの年齢や成熟度を考慮して、出席は望ましくないという見解もあります。子どもが出席しない場合、出席した家族が子どもの意向を伝えるよう、コーディネーターが配慮する必要がありますが、実際には各家族員が自らの言い分と子どもの意向をバランスよく伝えることは困難であり、子どもが欠席した場合においても

子どものアドボケイトが、子どもに代わって発言することが望ましいとする見解もあります。

子どもがどのような関与方法を望んでいるか、アドボケイトの必要性を感じているか、FGCへの出席を躊躇する場合、子どもの支援をいかに行うか、子どもが出席する場合、予測されるリスクへの対処をいかに図るかについて考えておくことが、コーディネーターの役割とされています。さらに子どもの出席に際しては、配慮の行き届いた情報提供が必要であるとされています。情報の質が子どもの意思決定を左右するといえますが、FGCに関するパンフレットなどは子どもを対象に書かれたものはほとんど存在しないという事実から理解できるように、実際には大人に配慮した情報しか提供されていません。

多くの子どもたちは自尊心が低いが、FGCへの出席を通してそれが引き上げられる傾向にあることも指摘されています。FGCにおいて自らの思いを聴いてもらえたということを実感、あるいは自分のことを考えてくれる人々の存在を実感することで、自尊心を育む可能性があります。また自らの今後についてもともに考えることは子どもにとって大切なことです。したがって子どもが家族内でスケープゴートとなるなど危険性が予測される場合を除き、子どもの出席を原則としています。しかしながら、会議の子どもへの影響や、子どものそれへの適用について意見は分かれます。結果的に子どもにとって「辛い体験となるが、出席は適切である」という見方が大勢を占めています。家族への関与を子どもの自立支援の一環として捉えるのならば、意思決定過程に積極的に関与することが重要ではないでしょうか。年齢が低くても自身のことを気にかけてくれる人々の集団の中に身を置くことは、子どもの自尊心の回復に寄与すると考えられます。

調査結果においても、言い争っている家族であっても、子どもの声には耳を傾ける傾向にあることが明らかにされています。子どもの存在自体が場を和ませる演出効果があると考えられます。

また子どもによる直接的発言だけでなく、子どもの手紙、詩、芸術作品、オーディオテープ、ビデオテープなど多様な手段で子どもの意向や思いを共有する必要があります。大切なことは子どもが出席すべきかどうかということではなく、情緒的、身体的安全が保障された状態で、子どものかわりを最大限に活かすことであるとされています。

表2 FGCに関する理念と要件

理念	要件
1.FGは意思決定主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族がFGCの実施に向けた場所や出席者の選定、開催時間の決定などの準備に関与すること。</li> <li>② 家族を中心とした親しい関係にある人々だけで話し合う時間を確保すること。</li> <li>③ 手紙、テープ、ビデオ、電話などを活用することで、多様な参画のあり方について検討すること。</li> <li>④ できるだけ多くのFGメンバーの出席を心がけ、出席家族員数は専門職の出席者数を上回っていること。</li> <li>⑤ 元の親を含め両親の双方の親族が出席していること。</li> <li>⑥ 専門職は情報を提供するが、具体的課題解決策は示唆しない。</li> <li>⑦ 養育計画の作成に関する主たる意思決定権はFGにある。</li> </ul>
2.専門職とFGとの協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 親と対立関係にない、より中立的関与が可能なコーディネーターの確保。</li> <li>② FGIにFGCに関するわかりやすい冊子を用意し、説明を行うことで、FGは開催意義を理解していること。</li> <li>③ FGのストレングスを積極的に評価すること。</li> <li>④ FGの居心地に配慮して、開催場所や場の雰囲気作りについて考慮すること。</li> <li>⑤ 雰囲気作りのためのお茶や軽食を用意すること。</li> <li>⑥ FGの意思決定の参画に向け情報提供を十分に行うこと。</li> <li>⑦ 養育計画に関して専門職とFG双方の合意を得ること。</li> <li>⑧ FGとソーシャルワーカーが協働して、ケースレビューやモニタリングを行うこと。</li> <li>⑨ 親や子どものためにサポーターやアドボケイトの配置を検討すること。</li> <li>⑩ 家族の固有性(文化・言語など)を最大限に尊重すること。</li> <li>⑪ 専門職だけでなく、当事者自身もFGC過程を評価すること。</li> </ul>
3.子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの参画を準備段階から考慮すること。</li> <li>② 子どものアドボケイト役の人を家族グループや専門職から確保すること。</li> <li>③ 子ども用のFGCに関する冊子が用意され、子どもに説明すること。</li> <li>④ 子どもの出席の意志を確認すること。</li> <li>⑤ もし出席するならば当日話したいことなど事前に打ち合わせをすること。</li> </ul>

## 6. FGCの構成要件と評価

これまで論じてきたFGCの実践内容からFGCを成立させる理念と要件は表2のように整理できます。理念を具体化する要件はFGの意思決定過程への参画要件として捉えることができます。それは家族内の課題をできるだけ多くの人々と共有すること、親が同居家族外のできるだけ多くの人々とつながりをもつことを目的としています。

## 7. FGCがソーシャルワーク実践に与えた影響

### (1) ソーシャルワーカー機能に与えた影響

#### ① 当事者参画に基づいた専門職役割の再編成と親族里親の活用

FGCはストレングスやエンパワメントといった理念概念を基盤に据え、当事者参画を最もラディカルに具体化した実践と捉えることができます。子どもの養育に関する意思決定は課題認識をもつ子どもを含むFGが行うべきであり、家族を中心としたFGが一定の情報や意思決定の権限を獲得することで、それを可能にできるという考え



方に基づき、意思決定支援者としての専門職役割がより鮮明化されました。結果的にFGは養育計画の作成にかかわることにより、決定に対し責任感を育む傾向にあることが先に論じたように指摘されています。またそれまで自分自身の養育計画作成過程から疎外されていた子どものそれへの参画を具体化することで、子どものアイデンティティ形成や、エンパワメントが図られているということが報告されています。FGCに關与する専門職は当事者課題への当事者対処を促し、それへの対応についてともに考える協力者であり、そうした作業を促すファシリテーターであるといえます。

FGCは子どもを身近な場所で養育することを促したといえますが、FGが子育てを担うことに価値を置くのではなく、意思決定過程に参画することに価値を置くことの確認がここでは重要となります。FGCの導入が決して、社会サービスの減少に結び付かないことや、むしろ課題の顕在化を促し、社会サービスの必要性を高める傾向にあることが、これまで諸外国において明らかにされてきました。アメリカでは近年 Fictive-kin (疑似血縁) という概念を創り出し、当事者が親しいと感じる者の意思決定への参画を促し、場合によってはそれらの者全てに親族里親制度を適用しています。ソーシャルワーカーにはそうした親族の安全性を評価することも求められています。

こうした背景には、子どもの養育の継続性(パーマネンシー)を最大限に尊重するために、それに寄与できる人たちが、意思決定には必要不可欠であるという考え方が存在します。日本においても親族里親要件を緩和し、その適用を促す必要があります。経済的課題を抱える親族が養育を担うことは結果的に子どもの利益を損なうこととなります。親族里親として認定されることで、多少の経済的支援が可能となります。子どもの立場からすると施設や非親族の里親に比べ、親族のもとで暮らすことは子どものスティグマを軽減するとともに、子どもの自尊心を高める可能性もあります。改めて親族里親のあり方について考えその活用のあり方を考える必要があります。

## ② ソーシャルワーカー役割の限定化と複数化

FGCでは、コーディネーターとソーシャルワーカーという二種の専門職が配置されています。従来ソーシャルワーカーは調整機能を担う専門職でしたが、その役割を分離させ、コーディネーターという新たな専門職にそれが委ねられています。ある意味、役割の異なるソーシャルワーカーが関与するという意味で、役割分離とそれに伴うソーシャルワーカーの複数化として捉えることができ、コーディネーターはソーシャルワーカーの一種であると捉えられます。またFGCの準備段階から子どもや親のアドボケートを配置する国が増加傾向にあります。従来アドボケートもソーシャルワーカーの重要な機能でしたが、これもいわばソーシャルワーカーから分離させたといえます。したがって初期対応のソーシャルワーカーの役割が、子どもの安全を目的とした介入役割により限定される傾向にあります。それは先に言及したように、初期局面ではリスクに焦点化し、パターンリスティックに専門職主導で介入する必要がある、そもそもソーシャルワーカーが親と信頼関係を形成して家族支援を行うことが、立場上困難であるという認識がそこにはあります。初期対応のワーカーの役割は、より調査的機能や介入的機能にシフトし、子どもの安全保障役割に限定される傾向にあります。

ここで確認しておかなければならないことは、こうしたことは虐待対応におけるソーシャルワーク実践が決して介入実践に限定される傾向にあるということではありません。先に述べたように子ども虐待への対応においては加害者、被害者、介入機関の間に実践上の矛盾を抱えることからソーシャルワーカーの複数対応が重要であり、総体としてのソーシャルワーク過程は当事者参画支援にシフトしたといえます。

## (2) ソーシャルワーク機能に与えた影響

### ① コミュニティ視点の具体化

FGCのFGは従来の家族概念を意味するのではなく、親しい友人や近隣をも含んだ新たな親密圏といえ、コミュニティの再構築を目的とした実践です。地域から閉ざされ、同居家族外関係が希薄化している現代家族においてはその逆機能が発生する可能性は高いです。とくに経済面や健康面において課題を抱える家族はなおさらそうです。虐待の背景には多様な社会的課題が横たわり、それへの対応について同居家族のみで考える限界はあります。養育共同体の形成に向け、できるだけ多くの人々の関与がFGCには求められます。

FGCは従来の家族概念を基盤としつつ、その家族を越えた中間集団において子どもの養育について考え、必要なサービスを社会的に提供し、養育の継続および当事者のエンパワメントを図る実践として捉えられます。こうした点を踏まえると、FGCはインフォーマル・ネットワークの回復アプローチとして捉えることができます。名称としては、コミュニティ・カンファレンスとする方が、その意味するところをよりの確に伝達しているといえます。そうであるならば実践の場も地域に出て行くべきではないでしょうか。

ソーシャルワーカーは一対一の関係のなかで個々の利用者を相手としてきた歴史が長いです。直接的な家族関係以外のより広範囲な状況にほとんど関心を払わない、伝統的なクライアント中心の実践モデルに依拠してきた問題点について1980年代半ばにイギリスでは指摘され、コミュニティ・ソーシャルワークが提示されました。イギリスにおける1980年代までのソーシャルワーカーの問題点として、ケースをこなすことで精一杯であり、クライアントの詳しい情報、たとえば拡大家族、近隣、友人などの情報を得る機会やそのような動機をもつこともほとんどないことであると論じられています。その理由として、ソーシャルワーカーの実践上の焦点は個人に当てるものと考えられていることがあげられています。またソーシャルワーカーの多くは、現代社会における家族、友人、近隣の地



域ネットワークが比較的弱いと考えていること、とりわけクライアントとして紹介されてくる人についてソーシャルワーカーはこうした思いをもつ傾向にあることが指摘されています。

専門機関や専門職の連携には限界がある一方で、インフォーマルな関係者と専門機関や専門職との協働体制は子どもの見守り体制を強化することにつながります。FGCはインフォーマルな支援とフォーマルな支援を連携させ、子育ての責任を家族とコミュニティの間で共有化するプロセスであるといえます。結果的に専門職同士の情報交換がFGC導入後活発化したことや、専門職のチームワークを促進したことについて論じられています。FGCが家族と専門職、専門職同士の協働体制の強化に大きく貢献しているといえます。

こうしたことを踏まえると、FGCは家族を「ひらく」ということだけでなく、援助過程を「ひらく」実践であるとも表現できます。家族を「ひらく」ためには援助を「ひらく」ことが重要です。援助を「ひらく」とは援助者が個人を対象にして、その内面を心理として扱い、社会をそこから消去するような「閉じた援助」ではなく、専門職、当事者双方の人間関係を活かした環境の変化や、社会における言説や制度の問題を視野に入れて援助を展開することです。個人の変化はこうした「ひらかれた」援助過程に参画することで促され、その過程で個人は自己開示し、人間関係を回復していくことが可能となります。家族員が同居家族外の者となつたりをもち、援助過程に参画し、意思決定過程に参画することがその基本として位置付けられます。また援助過程を「ひらく」上で先に論じた開催場所への配慮は重要です。

## ② ストレngths視点の具体化と当事者だけの集団対話時間の確保

FGCではFG構成員だけで話し合う場が確保されています。それは決して専門職の関与を否定するものではありません。専門職の一定の関与によりインフォーマル・ネットワークを再生し、一定の約束事のもとFG構成員だけで相互に意向を伝え合います。専門職だからこそできる関与や、もつ知識・技術があり、また当事者自身が家族でない専門職にだからこそ語れるストーリーといったものがある一方で、専門職にだからこそ語れないストーリー、家族・親族にだからこそ語れるストーリーが存在します。双方の視点を活かすという意味で専門職同席の話し合いの間（情報共有と合意段階の間）に当事者だけで話し合う時間を確保することが重要視されています。従来専門職のストーリーを主として援助計画が作成されたり、個別な面接や訪問を通して当事者の意向を明らかにすることが主流な実践でしたが、FGC導入後当事者主体の集団アプローチが主流となったといえます。こうした時間の確保はstrengths視点の具体化として捉えることができます。FGのstrengthsに着目し、そうした者たちのいわば「出番」や「居場所」を提供することはそれらのエンパワメントを促します。またFGが意思決定の主体として位置付けられるということは先に指摘した援助過程を「ひらく」という実践の具体化でもあるといえます。

しかしながらアメリカのいくつかの州で導入されているFamily Team Decision Meeting (FTDM) (専門職とFGがともに集い、まず親族里親の可能性を探り、子どもの養育方法や親への支援について考えるためのミーティング)はFGだけで話し合う時間は確保されていません。FGだけで話し合う意義は認めつつ、時間的制約などからファシリテーターが中心となって専門職とともに、養育計画を作成するようになっていきます。FGではなく、FGと専門職を含むFamily Teamという新たな概念も提示されています。

## 8. 日本への示唆

### (1) FGCの活用ケース・段階とそのあり方

ニュージーランドでは一時保護中にFGCが活用されていますが、それ以外にもさまざまな段階での活用が考えられます。日本の児童相談所で活用するとしたら、①在宅ケースを一時保護するか否かを判断する段階、②一時保護等短期分離ケースの再統合段階、③長期分離ケースの中での各場面（面会期、外出期、外泊期移行の段階）、④長期分離ケースの家庭引き取りの段階、⑤28条申し立て前段階、⑥28条ケースを継続するか否かを判断する段階などさまざまな場面や段階での活用が考えられます。また児童相談所だけでなく、児童養護施設や市区町村機関での実践も考えられます。

どういった機関が、どういった段階で、どういったケースに活用するのか、論者によってその捉え方は多様です。諸外国においてもFGCの適用ケースについて研究がなされ、DVや性的虐待が存在するケースは適さないとする国もありますが、ニュージーランドのようにあらゆるケースに適用され、それらのケースについても成功を収めている国もあります。ロンドンの自治体機関では「課題があれば、あらゆるケースにおいてFGCが活用できる」という発言も聞かれました。ただし、基本的には被害者と加害者の対面を回避するために、コーディネーターに特定の家族員の出席を排除する権限が与えられていたり、被害者にアドボケートや支援者が配置されたり、場合によっては別室で意向を伝えたり、加害者が出席するFGCと被害者が出席するFGCを別々に開催するといったさまざまな配慮がなされています。

FGCを要するケースと、その開催が容易であるケースとは分けて考える必要があります。性的虐待のように秘密が高く、FGCの実施が困難な虐待ほど、家族を「ひらき」、インフォーマルな資源を活用する必要があり、性的虐待だからこそ、FGCを活用するべきであるという考え方もあります。それは専門職には理解できない、あるいは入手できない情報をできるだけ明らかにしたり、インフォーマル資源による子どもの養育や、見守り体制がこういったケースにはとくに必要であるという認識に基づいています。ただし他の虐待に比べ、実施に向けた特別な配慮が先に示したように必要といえます。

FGCを法律に規定し、参画モデルの主流化を図ったのは、ニュージーランドやアイルランドなどの一部の国々